

当レポートでは2015年末までに統合報告書を発行している224社のレポート内容を分析し、その動向を広く皆様に発信することを狙いとしています。第4回となる今回は、統合報告書における非財務情報への保証について取り上げます。

統合報告書では、環境・社会・ガバナンス等の非財務情報と財務情報が統合的に報告されています。このうち、財務情報については、法定開示書類である事業報告や有価証券報告書において、監査人の監査報告という信頼性が付与されているため、統合報告書中で財務セクションに関する監査報告書が添付されている場合も散見されます。一方、非財務情報に対する保証に関しては、日本の基準上、明確なルールがありません。

しかし、国際監査保証基準審議会では、統合報告を含む各種非財務情報について検討を行っており、統合報告書では当団体の国際保証業務基準や日本のサステナビリティ情報審査実務指針を参考にして非財務情報の保証業務を行っているケースが多いことが分かりました。

まず、統合報告書発行企業224社の非財務セクションを通読した結果、明示的に環境・社会データに保証が付されていた会社は35社でした。

そのうち、右表の通り、環境(E)情報のうちCDP (Carbon Disclosure Project) のScope1~3の排出量等に代表される温室効果ガス関連の情報は34社と殆どの会社で保証が付されており、続いてエネルギー使用量(石油、電気等)、水使用量、廃棄物等排出量に関しては14社において保証が付されていました。上記のような環境情報については、従来から環境報告書等において様々なデータの保証がなされていましたが、統合報告書においても同様に信頼性が担保されています。

## 【保証が付されている上位項目(n = 35)】

項目	社数
温室効果ガス関連	34
エネルギー使用量	14
水使用量	14
廃棄物等排出量	14

さらに統合報告書においては社会(S)情報として、海外従業員や男女比率、女性役職比率といった人員関係の情報が6社において、そして労災発生率等の情報も5社において保証が付されていたのは注目に値します。なお、保証の方法としては、監査に比べると実施手続が少なく保証水準が低い限定的保証業務が殆どでした。

非財務情報が含まれる任意開示は、ルールベースで記載方法を定めると各社の創意工夫がなくなり、有用な情報にならないという意見もあります。しかし、世界的にESG投資が広がりを見せる中、環境データベースを構築しようとする環境省の動きもあり、海外資本の呼び込みのためには、非財務情報の充実した開示は必須条件です。

自動車メーカーの燃費データ不正問題や排ガス規制問題に代表されるように、非財務情報の重要な虚偽記載は、企業のブランド価値の毀損を招き、最終的には財務資本に代表される他の資本にも影響を与えます。

持続的価値向上のためには、「非財務情報の信頼性」をどのように担保していくのか、国内だけではなく世界の動向にも注目していく必要があるでしょう。

(出所) 株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所 ESG/統合報告研究室の調査による